

地方財政審議会付議（決裁）案件

平成29年10月24日（火）

（案件名）

- ・平成29年度における当せん金付証票の発売許可について
（バレンタインジャンボ・バレンタインジャンボミニ、ロト7）（決裁案件）

自治財政局地方債課

尾崎理事官（内23393）

平成29年度における当せん金付証券の発売許可について

平成 29 年 10 月
自治 財 政 局 地 方 債 課

1 発売計画額及び発売回数

(単位:百万円)

団体名	年間計画額 ①	既許可額 ②	今回許可額 ③	許可額総計 ④(②+③)	計画残額 ⑤(①-④)
全国自治宝くじ事務協議会	930,224	876,224	54,000	930,224	0
ドリームジャンボ	75,000	75,000	0	75,000	0
ドリームジャンボ	51,000	51,000	0	51,000	0
ドリームジャンボミニ1億円	24,000	24,000	0	24,000	0
サマージャンボ	102,000	102,000	0	102,000	0
サマージャンボ	60,000	60,000	0	60,000	0
サマージャンボミニ1億円	27,000	27,000	0	27,000	0
サマージャンボプチ100万	15,000	15,000	0	15,000	0
ハロウィンジャンボ (旧オータムジャンボ)	42,000	42,000	0	42,000	0
ハロウィンジャンボ	30,000	30,000	0	30,000	0
ハロウィンジャンボミニ	12,000	12,000	0	12,000	0
年末ジャンボ	225,000	225,000	0	225,000	0
年末ジャンボ	150,000	150,000	0	150,000	0
年末ジャンボミニ	45,000	45,000	0	45,000	0
年末ジャンボプチ700万	30,000	30,000	0	30,000	0
バレンタインジャンボ (旧グリーンジャンボ)	54,000	0	54,000	54,000	0
バレンタインジャンボ	42,000	0	42,000	42,000	0
バレンタインジャンボミニ	12,000	0	12,000	12,000	0
通常くじ	29,300	29,300	0	29,300	0
数字選択式宝くじ (ナンバーズ)	80,238	80,238	0	80,238	0
数字選択式宝くじ (ミニロト)	26,112	26,112	0	26,112	0
数字選択式宝くじ (ロト6)	154,912	154,912	0	154,912	0
数字選択式宝くじ (ロト7)	114,162	114,162	0	114,162	0
数字選択式宝くじ (ビンゴ5)	25,000	25,000	0	25,000	0
ラグビーワールドカップ2019協賛くじ ※1	(14,000)	(14,000)	(0)	(14,000)	0
東京2020大会協賛くじ ※2	2,500 (9,000)	2,500 (0)	0 (9,000)	2,500 (9,000)	0 (0)
東京都	12,200	12,200	0	12,200	0
関東・中部・東北 自治宝くじ事務協議会	39,800	39,800	0	39,800	0
近畿宝くじ事務協議会	13,700	13,700	0	13,700	0
西日本宝くじ事務協議会	17,800	17,800	0	17,800	0
栃木県	10,500	10,500	0	10,500	0
合計	1,024,224	970,224	54,000	1,024,224	0

※1 「ラグビーワールドカップ2019協賛くじ」の発売額は、「ビンゴ5」の発売計画額の内数である。

※2 「東京2020大会協賛くじ」の発売額90億円は、「バレンタインジャンボ(旧グリーンジャンボ)」の発売計画額の内数であり、残り25億円は全国通常くじに上乘せして発売する。

2 当せん金付証券法第5条第2項により総務大臣が指定する宝くじの概要

商品名	回数	発売予定額 (百万円)	最高賞金額 (百万円)	証券金額 (円)	発売期間	倍数 (万)
バレンタインジャンボ	737	42,000	200	300	30.1.31~30.2.23	66.7
数字選択式宝くじ(ロト7)	251~263	28,002	600 (1,000)	300	30.1.6~30.5.4	200 (333.3)

※ ()内の数値は、キャリーオーバー発生時の場合。

バレンタインジャンボ宝くじの商品設計（概要）

	平成28年度		
		うちグリーンジャンボ	うちグリーンジャンボミニ
発売計画	540億円	420億円	120億円
発売実績 (発売計画消化率)	369億円 (68.3%)	259億円 (61.7%)	110億円 (91.9%)
証票金額	—	300円	300円
発売期間	H29.2.22～3.17(24日間)		
1等賞金 (前後賞)	—	3億円×14本 (1億円×28本)	5,000万円×40本



	平成29年度		
		うちバレンタインジャンボ (第737回)	うちバレンタインジャンボミニ (第738回)
発売計画	540億円	420億円	120億円
証票金額	—	300円	300円
発売期間	H30.1.31～2.23(23日間)		
1等賞金 (前後賞)	—	2億円×14本 (5,000万円×28本)	2,000万円×20本 (500万円×40本)

バレンタインジャンボの商品設計（概要）

平成28年度（グリーンジャンボ）

1ユニット=30億円(1,000万枚)あたり

等級	当せん金(円)	本数(本)
1等	300,000,000	1
前後賞	100,000,000	2
組違い賞	100,000	99
2等	20,000,000	3
3等	100,000	1,000
4等	3,000	100,000
5等	300	1,000,000
春のつぼみ賞	10,000	20,000



平成29年度

1ユニット=30億円(1,000万枚)あたり

等級	当せん金(円)	本数(本)
1等	<u>200,000,000</u>	1
前後賞	<u>50,000,000</u>	2
組違い賞	100,000	99
2等	<u>10,000,000</u>	<u>5</u>
3等	<u>1,000,000</u>	<u>100</u>
4等	100,000	<u>2,000</u>
5等	<u>10,000</u>	<u>10,000</u>
6等	3,000	100,000
7等	300	1,000,000
バレンタイン賞	<u>20,000</u>	<u>4,000</u>

バレンタインジャンボミニの商品設計（概要）

平成28年度（グリーンジャンボミニ）

1ユニット=30億円（1,000万枚）あたり

等級	当せん金(円)	本数(本)
1等	50,000,000	10
2等	5,000,000	20
3等	500,000	200
4等	3,000	100,000
5等	300	1,000,000
春のめぐみ賞	50,000	3,000



平成29年度

1ユニット=30億円（1,000万枚）あたり

等級	当せん金(円)	本数(本)
1等	<u>20,000,000</u>	<u>5</u>
前後賞	<u>5,000,000</u>	<u>10</u>
2等	<u>2,000,000</u>	<u>100</u>
3等	<u>100,000</u>	<u>2,000</u>
4等	<u>10,000</u>	<u>10,000</u>
5等	3,000	100,000
6等	300	1,000,000
バレンタインミニ賞	20,000	10,000

第251回～第263回口ト7の商品設計（案）

	変更前
発売計画	28,002百万円
証票金額	300円
発売期間	H30.1.6～5.4(119日間)
最高賞金額	<u>4億円</u> (キャリーオーバー発生時:10億円)



	変更後
発売計画	28,002百万円
証票金額	300円
発売期間	H30.1.6～5.4(119日間)
最高賞金額	<u>6億円</u> (キャリーオーバー発生時:10億円)

●当せん金付証券法（昭和二十三年法律第百四十四号）（抄）

（都道府県等の当せん金付証券の発売）

第四条 都道府県並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第三十二条の規定により戦災による財政上の特別の必要を勘案して総務大臣が指定する市（以下これらの市を特定市という。）は、同条に規定する公共事業その他公益の増進を目的とする事業で地方行政の運営上緊急に推進する必要があるものとして総務省令で定める事業（次項及び第六条第三項において「公共事業等」という。）の費用の財源に充てるため必要があると認めるときは、都道府県及び特定市の議会が議決した金額の範囲内において、この法律の定めるところに従い、総務大臣の許可を受けて、当せん金付証券を発売することができる。

- 2 前項の許可を受けようとする都道府県及び特定市は、第七条第一項に掲げる事項及び当せん金付証券の発売により調達する資金を財源とする公共事業等の計画を記載した申請書を、総務大臣に提出しなければならない。
- 3 総務大臣は、第一項の規定による市の指定及び同項の許可については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

（当せん金付証券の当せん金品の限度）

第五条

- 2 一当せん金付証券の当せん金品の最高の金額又は価格は、証券金額の五十万倍に相当する額を超えてはならない。ただし、総務大臣が当せん金付証券に関する世論の動向等を勘案して指定する当せん金付証券については、一当せん金付証券の当せん金品の最高の金額又は価格は、証券金額の二百五十万倍（総務大臣の指定する当せん金付証券が加算型当せん金付証券である場合で加算金のあるときにあつては、五百万倍）に相当する額を超えない範囲の額とすることができる。

●地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）（抄）

（当せん金付証券の発売）

第三十二条 都道府県並びに地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び戦災による財政上の特別の必要を勘案して総務大臣が指定する市は、当分の間、公共事業その他公益の増進を目的とする事業で地方行政の運営上緊急に推進する必要があるものとして総務省令で定める事業の財源に充てるため必要があるときは、当せん金付証券法（昭和二十三年法律第百四十四号）の定めるところにより、当せん金付証券を発売することができる。